

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成26年6月19日条例第15号)

「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、市税条例の規定整備を行いました。

軽自動車税の税率の見直し等、必要な制度改正を行っています。

(改正内容)

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

ア 外国税額控除の要件の改正

国際間の二重課税を調整するための外国税額控除について、外国の所得税等の額のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額等の合計額を超える額がある場合、その額を、個人市民税の所得割額から控除する。

イ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税を重課する特例の適用停止期限の延長

所有期間が5年以下である土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税を重課する特例について、適用停止期限を平成29年3月31日まで延長する。

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減する特例の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減する特例について、適用期限を3年延長する。

(2) 法人の市民税

ア マンション敷地売却組合に対する均等割の課税免除の創設

マンション敷地売却組合について、収益事業を行う場合を除き、均等割の課税を免除する。

イ 法人税割の税率の見直し

(ア) 中小法人（資本金等の額が3億円以下の法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,600万円以下である法人等をいう。）に係る法人税割の税率を9.7%に改める（標準税率の法改正に合わせた見直し）。

(イ) 中小法人以外の法人に係る法人税割の税率を11.9%に改める（標準税率の下げ幅に合わせて2.6%下げる。）。

【参考】法人市民税法人税割の税率の見直しの概要

	現 行	改 正 案
中小法人に係る税率 (法で定める標準税率)	12.3%	9.7% (▲2.6%)
中小法人以外の法人に係る税率 (超過税率)	14.5%	11.9% (▲2.6%)

※ 国において、法人住民税法人税割の標準税率を4.4%（うち市町村民税分は2.6%、道府県民税分は1.8%）引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する地方法人税（税率4.4%）が国税として創設されたため、国・地方を通じた法人の税負担は、原則として変わらない。

(3) 固定資産税及び都市計画税

ア 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入

次の（ア）から（エ）までの設備等に係る固定資産税等の課税標準※の特例割合について、法で定める割合を参酌して一定の範囲内において条例で定めることとされたことに伴い、それぞれ、国が示す参酌基準を基に、本市における特例割合を次のとおり定めることとする。

※ 税額計算の基礎となる金額をいい、課税標準額に税率を乗じて税額を算出する。

（ア）公害防止装置 汚水又は廃液処理施設にあっては3分の1、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設及び土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設にあっては2分の1

（イ）都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫 3分の2

（ウ）浸水防止用設備 3分の2

（エ）ノンフロン製品 4分の3

【参考】新たに地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入された設備等について

① 公害防止装置

現存する課税標準の特例措置（2年度分）について、「わがまち特例」を導入したうえ、適用期限を2年延長（平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得されたものとする。）

対象資産	適用例
汚水又は廃液処理施設	有害な汚水又は廃液を排出する特定施設等を設置する工場又は事業場にある油水分離装置等
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置
土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置

② 都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫

平成27年3月31日までに締結された都市再生特別措置法上の管理協定に係る備蓄倉庫に対して講じる特例措置（5年度分）を創設

対象資産
都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫

③ 浸水防止用設備

浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備に対して講じる特例措置（5年度分）を創設

対象資産	適用例
浸水防止用設備	止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機

④ ノンフロン製品

平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して講じる特例措置（3年度分）を創設

対象資産	適用例
ノンフロン製品	C02ショーケース、空気冷凍システム

イ 既存建築物の耐震改修に係る減額措置の創設

要安全確認計画記載建築物等（建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い耐震診断を義務付けられた一定の家屋をいう。）について、国の補助を受けて、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合、その旨を工事完了後 3 月以内に市長に申告したものに限り、当該家屋に係る固定資産税を次のとおり減額する。

【減額内容】工事が完了した年の翌年度から 2 年度分の当該家屋に係る固定資産税について、当該家屋に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する金額（当該 2 分の 1 に相当する金額が当該補助対象改修工事に係る工事費の 2.5% に相当する金額を超える場合は、当該 2.5% に相当する金額）を減額する。

(4) 軽自動車税

以下のとおり軽自動車税の税率の見直しを行う。

ア 原動機付自転車並びに二輪の軽自動車及び小型自動車

平成 27 年度分から、税率を引き上げる。

車種区分（排気量）		税率	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50 cc	1,000 円	2,000 円
	50 cc 超 90 cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90 cc 超 125 cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車（125 cc 超 250 cc 以下）		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車（250 cc 超）		4,000 円	6,000 円

イ 軽四輪車等及び小型特殊自動車

① 軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）について、平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けるものから税率を引き上げる（平成 26 年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の税率のまま）。

② 平成 28 年度分から、最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪車等について、重課をする。

③ 小型特殊自動車については、平成 27 年度分から税率を引き上げ、重課はしない。

車種区分			税率		重課税率（②）
			改正前	改正後（①・③）	
農耕作業用のもの			1,600 円	2,400 円	—
専ら雪上を移動させることを目的とするもの			2,400 円	3,600 円	—
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上のもの	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

(5) その他

その他必要な規定の整備を行う。

2 施行期日

(1) 上記 2(1)ア「外国税額控除の要件の改正」の改正

平成 30 年 1 月 1 日

- (2) 上記 1(1)イ及びウ「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税を重課する特例の適用停止期限の延長」及び「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減する特例の延長」の改正
公布の日（平成 26 年 6 月 19 日）
- (3) 上記 1(2)ア「マンション敷地売却組合に対する均等割の課税免除の創設」の改正
マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日
- (4) 上記 1(2)イ「法人税割の税率の見直し」の改正
平成 26 年 10 月 1 日
- (5) 上記 1(3)「地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入」及び「既存建築物の耐震改修に係る減額措置の創設」の改正
公布の日
- (6) 上記 1(4)「軽自動車税（(7)の「軽自動車の税率の特例（重課）」に係る部分を除く。）」の改正
平成 27 年 4 月 1 日
- (7) 上記 1(4)及び(5)「軽自動車税の税率の特例（重課）」及び「その他」の改正
平成 28 年 4 月 1 日等